

長野通運派遣サービス株式会社では労働者の過半数を代表する者との間で「労使協定」を締結しています。

協定対象派遣労働者の範囲は、以下（一般事務職、会計事務職、生産関連事務員、営業・販売関連事務員、事務用機器操作の職業、商品販売の職業、営業の職業、接客・給仕の職業、金属材料製造等、製品製造・加工処理、機械組立の職業、製品検査（金属）、製品検査（金属除く）、その他の輸送の職業、清掃の職業、包装の職業、その他の運搬等の職業）の職業に付いている派遣労働者です。

協定の期間は2020年4月1日より2022年3月31日までとします。